

部分公開とする理由について（大阪府LED道路照明技術評価審査会）

本審査会は、「大阪府LED道路照明技術評価制度実施要綱」に基づき、LED道路照明灯の技術評価を行い、一定水準以上の技術を有する製品の認定等を行うものである。

募集要領や審査要領を審議することから、これらの情報について募集を行う前に公開することは、当該事務の公正かつ適切な執行に著しい支障をきたすおそれがあるため、非公開とする。また、認定に際しては、応募企業から提出を受けた応募用紙及び添付書類等に基づいて、製品の評価をするものであり、応募製品の性能特性（特許事項含む）や今後の市場戦略等のほか、製品持参による面接審査も行うことから、これらの情報を公開すると、応募企業の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、非公開とする。

ただし、認定したLED照明灯に関しては、製品名、事業者名、製品特性を後日公表する。